

自動制御連合講演会 人を被験者とする実験に関するガイドライン

自動制御連合講演会 運営委員会

2011年6月17日制定

自動制御連合講演会で発表される研究が、人を被験者とする実験を含む場合のガイドラインを定める。

I 研究・開発者が被験者である場合

(1) 非侵襲計測などの被験者への危害が想定されないもの

- | 人体実験の必要性、代替不能な理由を明確にしなければならない。
- | 研究チーム全員の合意が必要である。

(2) 事故・誤使用などにより、被験者への危害が想定されるもの

- | 人体実験の必要性、代替不能な理由を明確にしなければならない。
- | 研究チーム全員の合意が必要である。
- | 被験者への危害を未然に防ぐ十分な配慮をしなければならない
- | 被験者が危害を被った場合の対応を十分に準備しなければならない

II 第三者が被験者である場合

(1) 非侵襲計測などの被験者への危害が想定されないもの

- | 被験者に実験内容の十分な説明をしなければならない
- | 被験者の個人情報保護に留意しなくてはならない
- | 被験者の同意を得なければならない
- | 被験者の同意を示す署名文書を保管しなくてはならない

(2) 事故・誤使用などにより、被験者への危害が想定されるもの

- | 第三者の専門家で構成される倫理委員会の承認を得なければならない。
- | 被験者に実験内容および想定されるリスクの十分な説明をしなければならない。
- | 被験者への危害を未然に防ぐ十分な配慮をしなければならない
- | 被験者が危害を被った場合の対応を十分に準備しなければならない
- | 被験者の個人情報保護に留意しなくてはならない
- | 被験者の同意を得なければならない
- | 被験者の同意を示す署名文書を保管しなくてはならない